

鎌倉市名越中継施設整備業務委託

公募型プロポーザル実施要領等に関する質問への回答

令和6年(2024年)8月20日

鎌 倉 市

| No | 書類名 | 頁 | 章 | 節 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|------|----|---|---|-----------|---|--|
| 1 | 実施要領 | 2 | | | 2(4)ウ(エ)b | 民間処理施設について6か所提示されていますが、それぞれの施設の想定搬入量をご教示ください。 | 各施設への運搬量は、民間処理施設及び所在自治体との協議により決定することとなります。 名越中継施設稼働後、家庭系燃やすごみのうち約9,000tから10,000tを鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき逗子市既存焼却施設、約10,000tから12,000tを民間処理施設、事業系燃やすごみの約8,000から9,000tを民間資源化処理施設に運搬する予定です。 民間処理施設に運搬する約10,000tから12,000tのうち約6,000tから7,500tを添付資料9-3(2)ア(ウ)搬入条件に記載する2回転/日可能な民間処理施設に運搬する想定です。 |
| 2 | 実施要領 | 3 | | | 2(5)ア(ア) | 「地質調査」とありますが、土壤汚染対策法に係る調査は事業者が行うものに含まれないと考えてよろしいでしょうか。 添付資料「1 基本計画」第9章1施設整備スケジュールによると、令和7年度に土壤汚染対策調査（別途）とありますが、調査の実施時期についてご教示ください。 | お見込みのとおり、土壤汚染対策法等に基づく調査は市において別途実施する予定です。 現時点で土壤汚染状況調査は、令和7年4～6月中の実施を予定しており、当該調査において汚染が判明した場合には、関係機関との協議の上、同年下半期に土壤汚染詳細（深度方向）調査を実施する予定です。 工事工程の作成に当たっては、ご協力ください。 |
| 3 | 実施要領 | 22 | | | 別紙2 | 施設の性能確保リスクのうち「多量排出時の対応」と記載がありますが、こちらは具体的にどのような内容を指し示しているかご教示ください。 | 多量排出時は、通常災害や火災により一時的に施設搬入量が増加した場合を想定しています。 |

| | | | | | | |
|---|-------|----|--|------------------------------|---|--|
| 4 | 基本計画 | 38 | | 3(1) | 宅地造成工事規制区域であることから、一定の切土又は盛土がある場合は、同法に定める基準に適合した設計を行います。」とありますが、仮置きの上においても適用されるのでしょうか。 | 当該地は、現時点では宅地造成工事規制区域ですが、今後、宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月26日改正）による区域指定が予定されています。指定された区域に応じ、同法に定める基準に適合した設計を行うとともに、工事手続き及び着手時には関係法令等を遵守してください。 |
| 5 | 提案様式集 | | | 様式 2-2 | JV を組成する場合「参加資格審査申請書兼誓約書」については、代表企業のみ提出すればよろしいのでしょうか。 | 代表企業は、様式 2-2-1（参加資格審査申請書兼誓約書）を提出ください。 また、代表企業以外の共同企業体の構成員は、様式集に追加した、共同企業体の代表企業を代理人と定め、本事業に係る一切の権限を委任する旨の委任状（様式 2-2-2）を提出ください。 |
| 6 | 提案様式集 | | | 様式 2-6-1 様式 2-6-2 添付書類 | 会社概要については会社パンフレット、業務経歴書は焼却炉実績一覧などの工事経歴書としてよろしいのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 7 | 提案様式集 | | | 様式 2-6-1 様式 2-6-2 添付書類 | 建設業許可証が現在申請中にあり申請受付印ありの書類で宜しいのでしょうか。（許可証受領予定 9 月ごろ） | 可とします。 なお、許可証受領後、速やかに追加提出ください。 |
| 8 | 提案様式集 | | | 様式 2-6-1 様式 2-6-2 添付書類 | 雇用関係を証明するものは保険証の写しで宜しいのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 9 | 提案様式集 | | | 様式 2-8-1 様式 2-8-2 | 施工実績とは未成工事も含みますでしょうか。また、添付書類について公共工事の場合、コリンズ提出のみでもよろしいのでしょうか。 | 施工実績に未成工事は含みません。 添付書類はコリンズ提出のみでも可とします。 |

| | | | | | | |
|----|------------------------------------|---|--|----------|---|---|
| 10 | 優先交渉権者 選定基準書 | 8 | | 表 1-1②-2 | 工事の適正な遂行に関する技術提案のうち、「設計施工における課題及びリスクの抽出とその具体的な対策が提案されているか。」とありますが、工事に関する提案項目であるため、設計内容については評価対象外であると考えてよろしいでしょうか。 | 評価の対象とします。 |
| 11 | 添付資料 9 搬出設備及び 搬出車両算出 参考資料 | 2 | | 3(2)ア(ア) | 逗子市環境クリーンセンターの搬入可能日について「月～金曜日」とありますが、一方で要求水準書には施設稼働日「月～土曜日」とあります。土曜日については逗子市環境クリーンセンター以外に搬出する と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 12 | 添付資料 9 搬出設備及び 搬出車両算出 参考資料 | 2 | | 3(2)ア(イ) | 貴市が指定する民間資源化処理施設の過年度排出量について記載がありますが、令和 10 年度の事業系燃やすごみの想定処理量をご教示ください。 | 事業系燃やすごみの過年度実績は添付資料 9 3(2)ア(イ)のとおりです。 直近の実績から約 8,000 t ～9,000 t の間で推移するものと想定しています。 |
| 13 | 仮契約書(案) | 2 | | 第 4 条 | 第 4 条における金銭的履行保証を付した場合には、第 5 条の保証は不要になると考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |